

## H20 長野県建設工事監督要綱の概要

初版 平成22年7月

# 長野県建設工事監督要綱

## 1 監督員制度の見直しについて

### 1) 現行

- ・長野県建設工事標準請負契約約款により、監督員は正副2名体制となっているが、実質1名で行っている。
- ・監督指針はあるが、適正に運用されていない。

課題として、次の点がある。

- ① 監督員としての経験が少ない職員に権限が集中している。
- ② 課長や係長の契約上の位置付けが曖昧である。
- ③ 受注者に対する協議の迅速化など適切な指示が不十分である。
- ④ 金額を伴う変更協議の処理ルールを確立するために、権限の明確化が必要である。

### 2) 見直し案

「長野県建設工事監督要綱」を制定し、以下の内容を規定する。

#### (1) 監督員を次の3段階に区分する。

- ①監督員
- ②主任監督員
- ③総括監督員

#### (2) 監督員の区分と権限は次表のとおりとする。

なお詳細については、別紙1「監督員の区分と権限」及び別紙2「監督員等の業務内容権限区分」による

監督員区分	職員の区分	主な監督業務の事例	指定基準(案)
①監督員	技師、主任主査、担当係長	・設計図書に基づく、工事施工の確認全般 ・施工計画書の承認・審査 ・材料承認及び試験の立会審査 ・施工段階確認検測	・すべての工事
②主任監督員	主任、主査、担当係長、係長、課長補佐	・施工計画書の承認又は審査 ・設計変更に関する協議の承認又は報告 ・重要な施工段階確認検測	・原則1千万円以上の工事 ・その他必要と認める工事
③総括監督員	課長補佐 課長、次長以上	・施工計画書の承認 ・重用な設計変更に関する協議の承認及び所属長への報告 ・重要な施工段階確認検測	・原則1億円以上の工事 ・その他必要と認める工事

\*総括監督員・主任監督員については、各機関の状況で拡大できる。

\*監督補助員を設け、監督員の代わりに試験及び現場での立会い等の業務を補完することができる。  
(担当職員又は委託した職員)

\*\*金額は設計額とする。

### 3) 施行期日等

#### (1) 施行日

平成16年10月1日から施行する。

#### (2) 既発注工事の対応

原則変更措置を行う。

契約書の対応は現行のままで、変更に伴う監督員指定(変更)通知を契約人宛てに通知する。

## 2 監督員の区分と権限（別紙1）

### ①監督員

- 1) 担当する職員は、技師、主任、主査及び担当係長とする。
- 2) 請負業者との対応窓口とし、全ての内容について掌理する。
- 3) 「監督員等の業務内容の権限区分（以下「業務内容の権限区分」という）」欄の①及び主任監督員が指定されない場合は、すべての項目について、承認・指示を行う。
- 4) 業務内容の権限区分欄①②③の項目は、請負者から出された協議（設計変更要件等）に対し、審査を行い、主任監督員に報告し、承認を得て請負者に指示をする。
- 5) 4) の内、軽微なもの及び緊急な場合は、指示を行い、速やかに主任監督員に報告し承認を得る。

### ②主任監督員

- 1) 担当する職員は、主任、主査、担当係長、係長及び課長補佐とし、承認等実質的に責任が生じる為、原則として、監督員より上位者とする。
- 2) 人員が少なく同一職層となってしまう場合、経験年数の上位者とする。
- 3) 業務内容の権限区分欄①②③の項目は、監督員からの報告及び現場監督結果について、総括監督員に報告し承認を得るものとする。  
総括監督員が指定されない場合は、審査し承認する。
- 4) 重要な施工段階確認検査は、監督員と共に実施する。  
なお、検査区分は、施工計画提出時に決めておくものとする。
- 5) 監督員の業務に対する指揮及び監督の把握を行う。

### ③総括監督員

- 1) 担当する職員は、課長補佐、課長、次長以上とする。
- 2) 業務内容の権限区分欄①②③の項目は主任監督員から報告を受け、審査し承認する。
- 3) 特に指定した重要な施工段階確認検査は、監督員又は主任監督員と共に実施する。  
検査区分は、施工計画提出時に決めておくものとする。
- 4) 監督員及び主任監督員の業務に対する指揮及び監督の把握を行う。
- 5) 重要な事項について、発注機関の長に対する報告を行う。

### 3 監督員等の業務内容権限区分（別紙2）

長野県建設工事監督要綱第10条に規定する監督員等の業務内容は次のとおりとする。  
 なお、関連図書及び条項の欄で「契」は契約書を示し、「共仕」は、土木工事共通仕様書を示す。  
 区分 ①監督員 ②主任監督員 ③総括監督員

項目	業務内容	関連図書及び条項	権限区分
1. 契約の履行の確保			
(1) 契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記の項目について把握する。 ①配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 ②施工体制台帳および施工体系図の整備 ③その他契約の履行上必要な事項	契第1条  契第10条 共仕第1-1-13	①  ① ①
(2) 施工計画書の受理	請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	共仕第1-1-6	①②③
(3) 契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契第9条 共仕第1-1-8	①②③
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	①契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は請負者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ所長の承認を受ける。 ②前項の調査結果を請負者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。	契第18条  契第18条	①②③  ①
(5) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに作成する。	契第18条 共仕第1-1-3	①

(6) 関連工事との調整	関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を請負者に対し指示を行う。	契第2条	①②③
(7) 工程把握及び工事促進指示	請負者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契第11条 共仕第1-1-30	①②③
(8) 工期変更協議の対象通知	契約書第15条第7項、第17条第1項・第18条第5項、第19条、第20条第3項・第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕第1-1-41	①②③
(9) 所長等への報告・検討			
① 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、所長等へ報告する。 ② 請負者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、所長等へ報告する。	契第20条 共仕第1-1-16～18	①②③
② 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、所長等へ報告する。	契第15条 契第17～21条 契第43条 契第27条	①②③
③ 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認着果を所長等へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、所長等へ報告する。	契第29条 共仕第1-1-44	①②③
④ 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を瀆しなければならないと認められる場合は、所長等へ報告する。	契第28条	①②③
⑤ 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、所長等へ報告する。	契第33条 共仕第1-1-28	①②③
⑥ 前金払等請求時の出来高確認及び報告	前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し、所長等へ報告する。	契第34条	①②③

⑦部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表を作成し、所長等へ報告する。	契第37条	①②③
⑧工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、所長等への措置請求を行う。	契第12条	①②③
⑨契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>①契約書第46条第1項及び第47条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、所長等に対して措置請求を行う。</p> <p>②請負者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、所長等へ報告する。</p> <p>③契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、所長等へ報告する。</p>	契第46条 契第47条  契第48条  契第49条	①②③   ①②③  ①②③
2. 施工状況の確認等			
(1) 事前調査等	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>①工事基準点の指示</p> <p>②既設構造物の把握</p> <p>③支給(貸与)品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査の立会い</p> <p>⑤請負者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p>	共仕第1-1-42     共仕第1-1-40  契第16条	①
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督員の試験もしくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立ち会い、又は確認を行う。	契第13～14条	①
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契第14条 共仕第1-1-22	①②③

(4) 工事施工状況の確認(段階確認)	設計図書及び仕様書に示された施工段階において、臨場等により確認を行う。	共仕第1-1-22-6	①②③
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、適宜臨場等により把握を行う。		①②③
(6) 改造請求及び破壊による確認	①工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。 ②契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。	契第9条 契第17条	①②③ ①②③
(7) 支給材料及び貸与品の確認、引き渡し	①設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当官等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は機能を設計図書に基づき確認し、引き渡しを行う。 ②前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に相当でないとして認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引き渡し等の措置を行う。	契第15条 共仕第1-1-19 契第15条	① ①
3. 円滑な施工の確保			
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	共仕第1-1-40	①②③
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。		①
4. その他			
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	共仕第1-1-20	①

(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。	契第26条	①②③
(3) 事故等に対する措置	事数等が発生した時は、速やかに状況を調査し、担当機関等へ報告する。	共仕第1-1-35	①②③
(4) 工事成績の評定	工事完成のとき請負工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。		①②③
(5) 工事完成検査等の立会	工事の完成、既済、中間、抜き打ち等の各段階における工事検査の立会を行う。	契第31条2	①②
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、所長等の指定する検査日を請負者に対して通知する。		①